

笠置町の対応について

京都府全域に対する緊急事態宣言の延長に伴い、新型コロナウイルスの感染を拡大させないため、町施設及び町内の府立施設について、施設の使用制限及び事業の中止等を講じます。

期間は令和3年6月20日（日）までです。

みなさまには、不要不急の外出を控えていただき、引き続き手洗い、手消毒の徹底等、感染防止のための対策をおとりいただきますようお願いいたします。

使用を制限する施設等について

産業振興会館：会議室・ホールの貸出、喫茶コーナー	休止
笠置いこいの館：ゲートボール場、会議室、 ボルダリングルームの貸出	休止
笠置運動公園：貸出	休止
笠置会館：会議室の貸出	休止
つむぎてらす：各部屋の貸出	休止
サテライトオフィス、交流プラザ、お試し住宅：貸出	休止
笠置キャンプ場：6月21日（月）午前8時まで	閉鎖
府立笠置山自然公園：閉鎖	

使用を制限する施設等について②

施設の使用制限に伴い、各種事業についても中止または延期といたします。

笠置会館でのデイサービス事業や、つむぎてらすでの健康関連事業など、ご利用いただいている皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、感染拡大を防止するため、ご協力いただきますようお願いいたします。